

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令第81号) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベナン	気候変動による自然災害対処能力向上計画の贈与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	500,000千円 H22.3.31まで	H22.3.16 コトヌで (同日)	日本側 番馬正弘在ベナン大使 ベナン側 ジャン・マリ・エウ・アフリカ統合・仏語圏・在外ベナン人大臣	H22.4.2 156号
ベナン	食糧援助に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	720,000千円 H23.3.31まで	H22.3.16 コトヌで (同日)	日本側 番馬正弘在ベナン大使 ベナン側 ジャン・マリ・エウ・アフリカ統合・仏語圏・在外ベナン人大臣	H22.4.2 157号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。